

## 庄原市の放送回の概要

### ●放送回数

年間15回

### ●放送時間

毎週月曜日 18:55～19:00  
(放送は実質3分間程度)

### ●放送日

- |         |          |          |
|---------|----------|----------|
| ① 5月14日 | ② 5月21日  | ③ 7月9日   |
| ④ 7月16日 | ⑤ 9月3日   | ⑥ 9月10日  |
| ⑦ 10月1日 | ⑧ 10月8日  | ⑨ 11月26日 |
| ⑩ 12月3日 | ⑪ 12月24日 | ⑫ 1月7日   |
| ⑬ 2月25日 | ⑭ 3月4日   | ⑮ 3月18日  |
- ※日程は変更となる場合があります。

### ●放送局

広島テレビ

### ●放送エリア

広島県内

## 広報テレビ番組

# ひろおく 便り

in  
庄原市

第1回は  
ON AIR  
5月14日(月)

## 本年度の放送スタート！

行政管理課広報統計係 ☎ 0824-73-1159

庄原市・府中市・神石高原町・世羅町の2市2町による共同広報テレビ番組「ひろおく便り」が、本年度も放送されます。

「ひろおく便り」は、毎週月曜日18時55分～19時に広島テレビで放送されます。年間を通して50回放送され、庄原市の放送はそのうち15回を予定しています。

庄原市の本年度第1回の放送日は5月14日(月)です。

放送内容は、リポーター・有田優理香さんが市内の観光施設や催しなどを巡ったり、市民活動や暮らしにふれたり、体験したりして、まちの魅力を伝えます。イベント情報や市の新たな取り組みなども紹介しますので、皆さんぜひご覧ください。

## 安心・安全な毎日のために

庄原警察署 ☎ 0824・72・0110

## 特殊詐欺にだまされたくないで！



### 昨年の被害額は10億円以上

昨年、広島県内で特殊詐欺による被害を405件認知しており、被害額は10億円を上回りました。

犯行手口別では、半数以上となる247件が有料サイトの未納料金をなどを請求する「架空請求詐欺」の被害です。

### 実際の被害事例

「このような言葉があれば注意」

▼「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」のはがきが届き、連絡先に連絡すると「サイト利用料金の未納で訴訟となっているので、裁判の取り下げをするためにコンビニで電子マネーを買って支払ってください」と言われ、支払ってしまった。

▼「有料サイトの利用料金が未納」とのメールが届き、連絡先に連絡すると「放置すれば法的措置を取る。払い込み番号を言うので、コンビニに行つてレジでその番号を言つて支払ってください」と言われ、支払ってしまった。

▼「警察署の〇〇です。偽造キャッシュカードを使った詐欺事件の犯人を検挙したところ、あなたのデータも入っており口座からお金が

引き出されているので、口座番号と暗証番号を教えてください。後で金融庁の職員が受け取りに行くのでキャッシュカードを渡してください」との電話があり、自宅を訪れた人にキャッシュカードを渡したら、口座から現金を引き出された。

### 総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

管理番号00009

この度、ご通知しましたのは、貴方が利用されている契約会社、なら、運営会社から契約不履行による損害賠償として、請求が提出された事実を通知いたします。

請求の取下最終支払期限は、平成22年3月31日です。

貴、ご契約の運用会社は、本契約の運用会社として、貴方が利用されている契約会社、なら、運営会社から契約不履行による損害賠償として、請求が提出された事実を通知いたします。

貴、ご契約の運用会社は、本契約の運用会社として、貴方が利用されている契約会社、なら、運営会社から契約不履行による損害賠償として、請求が提出された事実を通知いたします。

貴、ご契約の運用会社は、本契約の運用会社として、貴方が利用されている契約会社、なら、運営会社から契約不履行による損害賠償として、請求が提出された事実を通知いたします。

貴、ご契約の運用会社は、本契約の運用会社として、貴方が利用されている契約会社、なら、運営会社から契約不履行による損害賠償として、請求が提出された事実を通知いたします。



### 消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知しましたのは、貴方が利用されている契約会社、もしくは運営会社から契約不履行による損害賠償として、請求が提出された事実を通知いたします。

管理番号(わ)285 貴取り下げ最終期限を越えて訴訟を開始させていただきます。

貴、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行可能な状態で、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきますので、裁判所執行部による執行課費の交付をご承諾いただきますようお願いいたします。

裁判取り下げなどのご相談に関しては、当業にて承っておりますので、お気軽にお問合わせ下さい。

貴、審判での経過となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます。お問い合わせは、

※取り下げ最終期限 平成22年3月14日

法務省官報発局 民間訴訟告知センター  
東京都千代田区豊島2丁目0番0号  
取り下げ等のお問い合わせ窓口 03-6327-0000  
受付時間 9:00～20:00(日、夜日を除く)

このようなはがきが届いても決してあわてずに、警察や周りの人に相談してください。

実際に市内のお宅に届いたはがき